

高松市保健所立体駐車場二酸化炭素消火設備容器等交換業務委託仕様書

1 目的

本業務は、高松市保健所に設置されている「容器弁等の安全性」点検に該当する容器弁とその消火剤貯蔵容器及び起動用ガス容器の交換を行うものである。

2 履行場所

高松市保健所（高松市桜町一丁目 10 番 27 号）

3 業務委託期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日までとする。

4 支払方法

検収後、適法な請求を受理した日から 30 日以内に支払う。

5 業務概要

消防法に基づく点検基準により、施設に設置される消火剤貯蔵容器等の容器弁を点検・交換する必要があるが、容器自体の交換推奨年数を考慮し、容器弁を含む容器一式を内容物（消火剤等）が充填された状態の新しい容器に交換する。

6 機器仕様

名称	実施内容	数量	単位
消火剤貯蔵容器（容器弁付） 消火剤：二酸化炭素 82.5L／55kg N弁	取替	39	本
起動用ガス容器（容器弁付） ガス種：二酸化炭素 容量：2L／1kg	取替	1	本

7 一般事項

- （1）受注者は、業務の目的を十分達成できるよう本仕様書、関係法令に基づき業務実施前に十分打ち合わせ等を行い、業務中の安全管理には万全を期すること。
- （2）本業務には、交換機材の調達、輸送、搬入搬出、交換作業及び作業に要する雑材消耗品等の一切を含むこと。
- （3）施行にあたっては、設備を熟知した甲種 3 類消防設備士を配置し、事故防止に努めること。

- (4) 業務実施日については、発注者と調整の上、決定すること。
- (5) 消火剤貯蔵容器及び起動用ガス容器以外の消火装置（制御盤、起動装置等）は既設機器（日本フェンオール（株））を流用するため、互換性を有する容器一式を選定すること。
- (6) 交換作業後、各交換機材の点検を行うこと。
- (7) 受注者は、本業務完了後、作業前後及び作業中の写真を掲載した業務報告書を作成し、市に提出すること。
- (8) 関係部署への届出書類及び証明書申請等が必要な場合は、一切の事務処理等を行うこと。
- (9) 機器の搬出・搬入に際しては、施設に損傷を与えないように十分配慮すること。
万一損傷が発生させた場合は受注者において修繕復旧すること。
- (10) 消防手続きに必要な書類作成、諸手続き、検査への立ち会いを行うこと。
- (11) 業務履行（交換）に伴い生じた既設の容器、容器弁及び廃棄機材等については、受注者において適法な処理（手続等を含む）及び処分を実施すること。
- (12) 仕様書に定めのない事項、又は、この仕様に疑義を生じた場合は、発注者及び受注者双方協議の上、決定すること。

8 労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1) から (5) までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。